

水道情報活用システムに関し、よくあるご質問とご回答は次のとおりです。詳細やその他のご質問につきましては、当研究会までお気軽にお問い合わせください。

項番	分類	よくあるご質問	ご回答
1	概要	水道情報活用システムとはどのようなシステムですか？	水道情報活用システムは、水道標準プラットフォーム、アプリケーション、デバイス等から構成されるクラウド型の情報管理システムです。標準仕様に基づきデータが標準化されるため、広域化・施設統廃合の検討やデータの連携・利活用が円滑に進められます。
2	概要	クラウド型の情報管理システムとは？	自前でサーバー機器を購入・保有する形態（オンプレミス）ではなく、プラットフォーマーが提供するデータセンターに構築されたシステムをネットワーク（閉域網）経由でサービスとして利用する形態のことです。
3	概要	水道情報活用システムと水道標準プラットフォームの違いは？	水道標準プラットフォームは、水道情報活用システムという全体の枠組みにおける構成要素の一つであり、標準化されたデータを蓄積・流通させるための共通基盤（クラウドサービス）です。
4	概要	水道情報活用システムの主な導入メリットは？	主な導入メリットとして、コスト削減効果、セキュリティ担保、高度なデータ利活用（DX推進）、業務の効率化、広域化の推進、BCP対応等が挙げられます。
5	標準仕様	水道情報活用システムの標準仕様書とは何ですか？	水道情報活用システムの標準仕様書は、水道事業におけるデータ蓄積・流通のための共通ルールを定めたもので、厚生労働省、経済産業省、NEDOが連携して2019年4月に作成されました。現在は全12分冊で構成されています。
6	標準仕様	標準仕様書の改定はどのように行われますか？	標準仕様書の改定は、当研究会の活動（仕様メンテナンス部会、テーマごとのSIG等）を通じて随時検討され、審査委員会（水道技術研究センター）の承認を経て適宜アップデートされる仕組みとなっています。
7	研究会	水道情報活用システム標準仕様研究会の設立経緯は？	当研究会は、厚生労働省ならびに経済産業省の提案により、水道情報活用システム標準仕様の管理団体として2019年8月に発足しました。そして、会員数の増加、活動の活性化に伴い、2024年8月に一般社団法人に移行しました。
8	研究会	水道情報活用システム標準仕様研究会の主な活動概要は？	主に、水道情報活用システムの標準仕様書の管理・改定業務や、普及活動（全国説明会やウェビナー等）を行っています。国土交通省、経済産業省、情報処理推進機構（IPA）その他関係団体との連携も密に行っております。
9	プラットフォーム	プラットフォームの利用形態にはどのような種類がありますか？	①事業者が独自にプラットフォームを構築する「個別方式」、②民間企業のプラットフォームを利用する「共同利用方式（民間企業等運営型）」、③複数事業者が独自にプラットフォームを構築して共同運営する「共同利用方式（共同運営型）」の3つがあります。①と③の場合は、事業者が自らプラットフォーマーとして最新の標準仕様に準拠した水道標準プラットフォームを構築・運営する形態となります。
10	プラットフォーム	プラットフォーマーとベンダーの役割の違いは？	水道情報活用システムにおいて、プラットフォーマーは第三者機関としてデータ流通サービスの提供及び運営（協調領域）の役割を担います。他方、ベンダーはアプリケーションやデバイス等の提供（競争領域）を担います。
11	プラットフォーム	プラットフォーマーにおける第三者機関とは？	標準仕様上、プラットフォーマーとは、「水道情報活用システム上の水道標準プラットフォームを提供し、デバイス・システムのデータを流通するサービス提供および運営を行う第三者機関」と定義されています。ここで第三者機関とは、プラットフォーマーとしてベンダーを兼業していないことを意味します。
12	プラットフォーム	プラットフォーマーとベンダーは法人格の分離が必要ですか？	標準仕様においては、協調領域（プラットフォーマー）と競争領域（ベンダー）の法人が分離されていること（第三者機関であること）が前提となります。事業者の調達実務における独占禁止法抵触の回避という観点からも、法人格の分離は必須要件です。さらに、実質的な中立性と独立性を確保するため、グループ企業全体を通じた兼業の禁止も同様に求められます。
13	アプリケーション	水道情報活用システムにおける主なアプリケーションは？	主なアプリケーションとしては、運転監視システム、料金システム、会計システム、施設台帳システム、マッピングシステム等が挙げられます。事業者における調達上の必要に応じて、これらのアプリケーションを自由に選択することができます。また、その他のシステムについても今後拡張されていく見込みです。
14	アプリケーション	現在使用中の既存アプリケーションも水道標準プラットフォーム上で使用できますか？	水道情報活用システムはデータに関する仕様を標準化したものであり、アプリケーションの仕様は定められていないため、既存アプリケーションも使用可能です。詳しくはアプリケーションベンダーまでご相談ください。
15	調達	水道情報活用システムの調達検討にあたり参考資料はありますか？	情報処理推進機構（IPA）のWebサイトでは「ガイドブック」と「事例集」を公開しています。また、研究会のWebサイトでは、標準仕様準拠の観点で水道事業者自らチェックして頂けるよう「簡易チェックシート」を公開しています。その他、水道情報活用システムの調達に関してご相談等ございましたら、当研究会までご連絡ください。
16	調達	水道情報活用システムの導入に活用できる補助金制度等がありますか？	国土交通省の「水道情報活用システム 導入支援事業」などの財政支援が活用できる場合があります。詳しい適用要件や申請スケジュール等は国土交通省のWebサイトをご参照ください。